

No. 1

件名	産業連関表分析ツールの設定・表示誤り
概要・原因	<p>(概要) 市ホームページに公表している平成27年熊本市産業連関表について、経済波及効果分析ツールの設定を誤り、分析結果の一部の数値を二重に計上して表示していたもの</p> <p>(原因) ・知識不足 ・確認不足</p>
対応	対象者にお詫びするとともに、分析ツールを修正しました。今後は、産業連関表に関する専門知識の習得のほか、納品物について複数の職員による検証を徹底します。
担当	総務局総務課 電話 096-328-2380

No. 2

件名	新型コロナワクチン接種券の誤送付
概要・原因	<p>(概要) 新型コロナワクチン接種券について、印刷・封入時の作業ミスにより誤送付したもの <件数 個人宛：1件 施設宛：74件></p> <p>(原因) ・処理手順の不徹底 ・確認不足</p>
対応	対象者にお詫びするとともに、誤送付した接種券を回収しました。委託業者においてマニュアルを再度徹底するとともに、封入作業時の照合作業及び人員配置見直しによる確認体制の強化等を図ります。また、封入作業には適宜市職員が立ち会い、抜き取り検査を実施することで誤封入を防止します。
担当	感染症対策課 電話 096-328-2106

件名	新型コロナウイルス感染症関連メールの誤送信
概要・原因	<p>(概要) 園児の一人が感染した保育園に、当該施設の検査対象者リストをメールで送信する際、別の幼稚園の園児の接触者リストが含まれていることに気づかず、誤送信したもの</p> <p>(原因) ・ 処理手順の不備 ・ 確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、メールの削除を依頼しました。</p> <p>今後は、各職員の端末にメール送信前の再確認を促す注意書きを貼り、再発防止を意識付けます。また、メール送信前に複数の職員で確認を行うことを徹底します。</p>
担当	新型コロナウイルス感染症対策課 電話 096-364-3314

件名	市民あて送付文書における公印の押印漏れ
概要・原因	<p>(概要) 市長名で発送した市民あての文書について、公印省略できるものと誤って認識していたため、公印の押印を遺漏したもの</p> <p>(原因) ・ 認識不足 ・ 確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、公印を押印した文書を送付しました。</p> <p>今後は、マニュアルにより公文書の取扱いについて正しく理解し、適切な文書事務を遂行することを改めて課内に周知徹底します。</p>
担当	建築指導課 電話 096-328-2513

件名	就労収入の認定誤りによる保護費の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 就労収入の認定額を変更する際、賞与支給月は最低生活費を調整すべきところ、その処理を遺漏したため保護費が過大支給となったもの <対象者 1名 過大支給額 83,900円> ※令和3年(2021年)1月分、7月分</p> <p>(原因) ・知識不足 ・確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、過大支給分については返還対象となることを説明し了承いただきました。 今後は、生活保護システム操作に係るマニュアルに当該事例を追記し、正しい事務処理方法を周知徹底します。また、他の4区とも情報共有を図ります。</p>
担当	中央区役所保護第一課 電話 096-328-2320

件名	重度心身障害者医療費助成金の支払い遅延
概要・原因	<p>(概要) 重度心身障害者医療費助成金の支払いにおいて、申請受付後の書類を誤って翌月分の保管場所に格納したため、支払い遅延が発生したもの <対象者 1名 助成額 5,000円></p> <p>(原因) ・保管場所の入れ間違い ・確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、助成金の振込を至急行うことを説明し了承いただきました。 今後は、申請書の格納誤りがないか日毎に確認するなど申請書等の管理方法の見直しを行うとともに、他の4区とも情報共有します。</p>
担当	西区役所福祉課 電話 096-329-5403

件名	介護保険料関係通知の発送漏れ
概要・原因	<p>(概要) 介護保険料の未納があるA氏に対し、介護サービス費が償還払いとなる旨の予告通知を発送すべきところ、その処理を怠ったため、A氏は通知の内容を確認できず一時償還払い扱いとなったもの</p> <p>(原因) ・処理手順の不徹底</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、一定期間償還払いになることと、今後の手続きについて説明し了承いただきました。 今後は処理手順に従い、全対象者へ確実に予告通知を发出するよう徹底します。</p>
担当	南区役所福祉課 電話 096-357-4129

件名	児童扶養手当の誤支給
概要・原因	<p>(概要) 児童扶養手当において制度改正の内容を誤認し、障害基礎年金等受給者における手当額の算定方法を誤ったため、過大支給したもの <対象者 2名 過大支給額 735,810円> ① 令和3年(2021年)3月分~10月分 390,530円 ② " 345,280円</p> <p>(原因) ・認識不足 ・確認不足</p>
対応	<p>対象者にお詫びするとともに、経緯及び過大支給分の返還について説明を行いました。 今後は、制度改正等がある場合はマニュアルや根拠資料で確認し制度への理解を深めるとともに、職員間で知識の共有を行います。また、他の4区とも情報共有を図ります。</p>
担当	北区役所保健子ども課 電話 096-272-1104